

## 院内感染対策中央会議開催要綱

### 1. 趣旨

重大な院内感染事例に対して、専門家による技術的検討を行うとともに、その検討を踏まえた助言を行うことを目的に院内感染対策中央会議を開催する。

### 2. 主な検討事項

- (1) 多剤耐性菌による院内感染
- (2) 新型インフルエンザ・新興再興感染症
- (3) 従前の法令等が想定していない院内感染
- (4) その他、院内感染対策に関して検討が必要と認められるもの

### 3. 開催要件

厚生労働省医政局長は、医療上または公衆衛生上の懸念が重大である院内感染事例が発生し、専門家による技術的検討が必要であると認めるときは、院内感染対策中央会議を開催する。

### 4. 院内感染対策中央会議の構成員

- (1) 構成員は各分野の有識者のうちから、医政局長が参集する。
- (2) 構成員のうち1人を座長として互選により選出する。
- (3) 座長は必要に応じ、検討に必要な有識者等の参加を求めることができる。
- (4) 2年毎に構成員の見直しを行う。

### 5. 事務局

医政局地域医療計画課において行うものとする。